

串間市旧学校跡地 利用者募集要項

平成30年 6月

串間市教育委員会 学校政策課

串間市旧学校跡地利用者募集要項

1 目的

串間市（以下「本市」とする。）では、平成29年4月に廃校となった中学校跡地をはじめとする学校跡地の校舎及びグラウンド等（以下「学校跡地」とする。）を有効に活用し、地域の振興発展に寄与する事業者等を幅広く募集します。

学校跡地の活用を希望する事業者等から、事業内容を提案していただき、学校跡地利用者（以下「利用者」とする。）を決定しようとするものです。

2 事業提案の諸条件

(1) 応募資格

応募者の資格は、次の全ての要件を満たすものとします。（法人、任意団体、個人を問いません。）

- ① 会社更生法及び民事再生法による更正及び再生手続中でないこと。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する一般競争入札への参加に適さない資格要件に該当しないこと。
- ③ 国税及び地方税等、串間市の公共料金等について滞納がないこと。（法人及びその役員、法人でない団体は構成員全員）
- ④ 串間市暴力団排除条例（平成23年条例第21号）第2条第1項第3号に規定する暴力団関係者に該当しないこと。

※ なお、応募者が契約締結までの間に応募資格を有しなくなった場合は、その時点で、失格とします。

(2) 共同企業体による応募

複数の事業者が共同で応募する場合は、次の全ての要件を満たさなければならないものとします。

- ① 共同企業体の名称、代表者が定められ、資格認定申請書及び各団体の責任等が明確に記載された共同企業体協定書（写）の提出があること。
- ② 関係する事業者がそれぞれ果たす役割を書面により明確にできること。
- ③ 同一の募集対象地に対する募集において、単独で応募した事業者等が他の共同企業体応募の構成員となっていないこと及び共同企業体応募の構成員が他の共同企業体応募の構成員となっていないこと。
- ④ 共同企業体の全ての構成員が、(1)に掲げる応募資格を満たしていること。

(3) 貸付対象施設

次に掲げる貸付対象施設において、事業を運営する者を募集し、貸付を行います。

- ①旧本城中学校跡地（校舎及びグラウンド等）
 - ・施設の概要 特記事項等（別添1-1）
 - ・配置図及び平面図（別添1-2）

②旧市木中学校跡地（校舎及びグラウンド等）

- ・施設の概要 特記事項等（別添2-1）
- ・配置図及び平面図（別添2-2）

③旧都井中学校跡地（校舎、屋内運動場及びグラウンド等）

- ・施設の概要 特記事項等（別添3-1）
- ・配置図及び平面図（別添3-2）

④旧大納小学校跡地（校舎等）

- ・施設の概要 特記事項等（別添4-1）
- ・配置図及び平面図（別添4-2）

（4）提案内容

学校跡地は、地域における教育文化の中心としての役割を担ってきた施設であることから、地域の活性化と振興発展に貢献できる事業であり、地域の要望に即した活用であること。

（5）事業期間

提案事業は、5年以上実施することを原則とし、これに反した場合には、契約を解除し、原状回復をしていただく場合があります。

（6）適正な管理

利用者は、地域の環境に配慮するとともに、貸付対象施設の適正な維持管理に努めてください。

（7）法令等の遵守

計画された事業の遂行及び施設の改修については、該当する関係法令（建築基準法、消防法等）や条例、本市の指導を遵守してください。なお、法的手続きに要する費用は利用者負担となります。

（8）地域への配慮

施設整備、事業運営等にあたっては、地域住民との交流や連携を大切にし、良好な信頼関係の形成や周辺の住環境への影響、自治会活動に配慮してください。

（9）災害時等への協力

災害時等において、体育館等が避難所として開設された場合、駐車スペースとして使用することについて、可能な限り配慮してください。

(10) 制限する事業

次のいずれかに該当する事業については、提案を行うことができません。

- ① 特定の政治活動又は宗教活動に供する事業
- ② 公序良俗に反する事業
- ③ 学校跡地の周辺住民にかかる公共の福祉を著しく害すると認められる事業
- ④ その他、市長が制限することが必要であると認める事業

(11) 実地調査

貸付期間中は、利用者の義務履行状況等を確認するために、使用状況の調査や事業報告を求めることがあります。

3 貸付に関する事項

(1) 貸付方法

建物は無償貸付、土地（グラウンド及び建物に係る土地）は有償貸付を原則とします。

なお、土地の価格については、各学校跡地の概要、特記事項等に記載しております。

※ 土地、建物等について、現状貸付とします。

※ 土地、建物等の無償貸付等については、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、串間市議会の議決が必要です。ただし、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（昭和39年3月31日串間市条例第16号）第4条に該当する場合はその必要はありません。

※ 学校跡地毎の貸付対象施設については、一括貸付を原則としますが、提案内容によっては、一部貸付を認めます。なお、一部貸付の場合は、全施設の維持管理をお願いする場合があります。

(2) 貸付に関する提案内容

地域活性化に資するものと認められる事業であること。（次のいずれかに該当すれば可。）

- ① 学校跡地周辺地域又は本市の産業振興に資する事業
- ② 学校跡地周辺地域又は本市の雇用促進に資する事業
- ③ 学校跡地周辺地域又は本市の福祉の向上に資する事業
- ④ その他住民サービスの向上に資する事業

(3) 貸付期間

貸付期間は、契約日より5年以上とし、期間終了後には更新できるものとします。

※ただし、貸付期間には、施設整備、所要の改修期間等を含むものとします。

(4) 事業者の費用負担

- ① 契約に要する費用は、利用者の負担となります。
- ② 募集対象地の維持管理に要する費用は、利用者の負担となります。
- ③ 利用にあたって必要な貸付対象施設の改修に係る費用は、全て利用者の負担となります。

なお、施設改修については、事前に市長が認めなければなりません。

- ④ 利用期間中における破損等（天災によるものを含む。）に係る修繕費用は、利用者の負担となります。
- ⑤ 貸付期間を満了したとき及び施設等の使用を中止する場合は、速やかに原状に回復して返還していただきます。ただし、市長が認めた場合は、その限りではありません。
- ⑥ 利用者は事業実施にあたり、その責に帰すべき事由により、本市又は第三者に損害を与えた場合は、損害を賠償しなければなりません。
- ⑦ 電気・ガス・水道等の供給開始に伴う契約等、諸手続きについては利用者で行ってください。また、その費用は利用者負担となります。

(5) 使用権利移転等の禁止

学校跡地利用の権利を第三者へ譲渡又は貸し出すことはできません。ただし、やむを得ない事由が発生し、事前に市長が認めた場合は、その限りではありません。

4 応募について

(1) 募集要項の公表

① 公表場所

- ・ 串間市教育委員会学校政策課、本庁1階情報公開コーナー
- ・ 串間市公式サイト (<http://www.city.kushima.lg.jp/>)

② 応募期間

平成30年6月12日（火）から平成30年7月31日（火）まで

※募集要項等の配布場所については、串間市教育委員会学校政策課とし、串間市公式サイト (<http://www.city.kushima.lg.jp/>) からダウンロード可能です。

(2) 募集参加申請

募集に参加する方は、次のとおり、期限内に書類を提出してください。

(パンフレット類を除き、日本工業規格A4版で統一してください。以下、同じ。)

募集参加申請書を期限内に提出されない方は、この募集に参加できません。

①提出期限 平成30年7月31日（火）午後5時15分まで

②提出書類

- ・ 募集参加申請書（様式1）
- ・ 申請者の概要書（様式2）
- ・ 暴力団排除に関する誓約書兼照会承諾書（様式3）
- ・ 誓約書（様式4）
- ・ 事業提案書（様式5）
- ・ その他、審査項目について説明できる資料

【添付書類】

- ・定款、寄付行為、規約、会則等その他これらに類する書類の写し
- ・国税（所得税及び消費税）、都道府県税（事業税）及び市町村税全ての完納証明書（滞納がないことを証する書類で法人及びその役員、法人でない団体は構成員全員）
- ・法人または個人によって、それぞれ下記の添付書類が必要となります。

〔法人〕 履歴事項全部証明書（登記簿謄本）、前年度の決算書（貸借対照表、損益計算書、附属明細書を含む。）

〔個人〕 商号登記している個人にあっては、履歴事項全部証明書（商号登記簿謄本）、商号登記していない個人にあっては、身分証明書及び登記されていないことの証明書、前年分の確定申告書（付属明細書を含む。）の写し

※ 任意団体は、法人の添付書類に準じてください。その他、資格認定申請書、業態カード、共同企業体協定書の写し等の書類を提出していただくことがあります。新規に法人を設立する場合など、これまでに事業実績がなく、提出できない書類がある場合は、当該書類を省略できることとします。

- ・団体紹介パンフレット等

③提出部数 2部（うち1部はコピーで結構です。）

なお、プレゼンテーション時には別途、説明用資料を10部、持参して下さい。

④提出方法 持参又は郵送 ※郵送の場合は配達されたことが証明できる方法とする。

（FAX及び電子メール不可）

⑤提出先 串間市教育委員会 学校政策課

〒888-8555 宮崎県串間市大字西方5550番地

※ 受付時間は、土・日曜日、祝日を除く平日の午前8時30分から午後5時15分まで

⑥参加資格審査結果通知 平成30年8月23日（木）以降に発送予定

(3) 現地説明会

現地説明会を開催します。参加希望者の方は、参加受付を行ってください。

① 日時及び場所

平成30年7月10日（火）14時から約1時間程度 旧本城中学校

平成30年7月11日（水）14時から約1時間程度 旧市木中学校

平成30年7月12日（木）14時から約1時間程度 旧都井中学校

平成30年7月13日（金）14時から約1時間程度 旧大納小学校

② 参加受付

参加希望者は、別紙「現地説明会参加申込書」を7月6日（金）午後5時15分までに、串間市教育委員会学校政策課へ持参又は郵送で提出してください。「現地説明会参加申込書」の提出がなく、参加希望者がいない学校につきましては、現地説明会は開催致しません。

（FAX可。電子メール不可。）

(4) 質問の受付・回答

募集要項の内容等に関する質問事項につきましては、別紙「質問書」により、持参又は郵送で担当課まで提出してください。(FAX可。電子メール不可。)

なお、問い合わせのあった質問と回答は市公式サイトで公表します。

質問書受付期限 平成30年7月20日(金)午後5時15分必着

回答公表期間 平成30年7月25日(水)から7月31日(火)まで

(5) 応募に関する留意事項

- ① 申請書類について、提出期限を過ぎてからの内容変更、修正は行うことができません。
- ② 申請書類に虚偽の記載があった場合、応募資格を偽った場合は失格とします。
- ③ 提出された書類は返却いたしません。また、提出書類は公開する場合があります。
- ④ 申請後に辞退する場合は、速やかに辞退届(任意様式)を提出してください。
- ⑤ 応募に係る経費は、全て応募者の負担とします。
- ⑥ 選定に当たり必要と認めるときは、追加書類の提出を求める場合があります。
- ⑦ プレゼンテーションの開始時刻までに出席しない場合は失格とします。
- ⑧ 申請書類に使用する言語及び通貨、単位は日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定める計量単位としてください。

5 跡地利用候補者の審査・選定等

(1) 「旧学校跡地利用者選定委員会」の設置

跡地利用候補者(以下、「候補者」とする。)を選定するため、副市長、関係課長、民間有識者及び地域代表からなる旧学校跡地利用者選定委員会(以下「選定委員会」とする。)を設置します。

(2) 審査方法

① 書類審査

選定委員会において、提出された書類の審査を行います。

② プレゼンテーション及びヒアリングの日時

選定委員会において、応募者を対象にプレゼンテーション及びヒアリング等を実施し、応募書類の内容、プレゼンテーション及びヒアリングの結果により審査を行い、候補者を選定します。なお、審査の結果、候補者の選定に至らない場合があります。

・開催予定日及び場所

平成30年8月29日(水) 会場：市役所3階大会議室

開催日時等、詳細については、参加資格審査結果通知により各応募者にお知らせします。

日程等について、変更になることがありますので、予めご了承下さい。

(3) 審査項目

審査項目	審査内容
地域性	○地域の活性化に資する内容か ○地域の産業振興に資する内容か ○地域の福祉の向上に資する内容か ○地域住民の理解が得られる内容か
地元雇用	○地元からの雇用予定があるか ○雇用形態はどうか
能力性	○利活用を実施する運営主体として事業実績は十分か ○事業を実施する十分な資金・能力があるか ○利活用策の事業実施体制は整っているか
事業の安定性	○事業内容の継続性、安定性が見込まれるか

(4) 審査結果の通知及び公表

選定委員会における選定結果に基づき、候補者（及び次点者）を決定します。なお、候補者（及び次点者）の選定結果は、選定後速やかに各応募者に書面で通知するとともに市公式サイトにおいて公表します。

6 契約

契約の締結

候補者の決定後、本市と候補者は速やかに必要な準備を行い、貸付契約を締結するものとします。ただし、本件貸付が市議会の議決を要する場合には、先に仮契約を締結し、議会の議決をもって本契約となります。また、国及び県への報告若しくは承認が必要な場合も先に仮契約を締結し、承認等を得たのち、本契約となる場合があります。

本市と候補者において、契約締結までの協議が整わないときは、候補者の決定を取り消す場合があります。

利用者としての決定を受けられないこと及び候補者の決定取り消しにおいて生じる一切の損害や賠償等について、本市は責任を負いません。

7 その他

本募集要項に定めのない事項については、本市と候補者で協議の上、契約書において定めるものとします。

8 全体スケジュール

本募集要項に基づく具体的な手続きは、概ね次のスケジュールにより進めることとします。

- 本募集の応募期間 平成30年 6月12日(火) から 7月31日(火) まで
- 現地説明会 平成30年 7月10日(火) から 7月13日(金) までの間でこの募集要項5ページに記載のとおり
- 質問書受付期限 平成30年 7月20日(金) 午後5時15分まで
- 募集参加申請書提出期限 平成30年 7月31日(火) 午後5時15分まで
- プレゼンテーション及びヒアリング 平成30年 8月29日(水)

日時等、詳細については、参加資格審査結果通知により各応募者にお知らせします。

- 候補者の選定 平成30年 8月29日(水)
- 審査結果の通知・公表 平成30年 8月30日(木) 以降
- 協議等、(仮契約) 平成30年 9月 以降
- 本契約の締結 協議等終了後(市議会の議決等必要な場合はその後)

市議会の議決、国及び県への報告・承認等を要す場合については本契約まで2～6か月程度かかります。国及び県への報告・承認等において、事業計画書等、必要な書類を提出して頂くことがあります。

今回の募集で候補者の決定に至らなかった学校跡地については、9月以降に再度、募集を行う予定です。

串間市企業立地促進条例等による支援措置があります。
条件や詳細な内容、申請手続き等につきましてはお問い合わせ下さい。

【お問合せ】担当課

串間市教育委員会 学校政策課

〒888-8555

宮崎県串間市大字西方5550番地

TEL 0987-72-1111 (内線374)

FAX 0987-71-1015

E-mail gako@city.kushima.lg.jp

ホームページ (<http://www.city.kushima.lg.jp/>)

(別添1-1)

旧本城中学校跡地の施設概要及び特記事項等

※ 旧本城中学校 廃校年月 平成29年4月

1 旧本城中学校跡地の概要

(1) 所在地

串間市大字本城5951の2番地(都市計画区域外)

(2) 施設概要

棟番号	施設名称	構造区分	建築年度	階数	面積(m ²)	耐震強度(Is値)
6	特別教室棟	鉄筋コンクリート造	S37	1	197	—
10	書庫	鉄骨造	S44	1	5	—
12	倉庫	木造	S43	1	20	—
13	管理特別教室棟	鉄筋コンクリート造	S53	2	1574	1.34
14	便所	鉄筋コンクリート造	S53	1	42	—
17	教材室	木造	S57	1	50	(新基準)
18	倉庫	木造	S59	1	61	(新基準)
19	放送室	木造	S61	1	6	(新基準)
20	特別教室棟	鉄筋コンクリート造	H4	1	195	(新基準)
21	倉庫	鉄骨造	H6	1	13	(新基準)
22	給食コンテナ室	木造	H6	1	25	(新基準)

参考：建物敷地面積8389m²、グラウンド敷地16583m²

配置図及び平面図は別添のとおり。

※ 建物及びグラウンド敷地について一括貸付を原則とします。

※ 屋内運動場及び屋内運動場駐車場は串間市地区体育館として利用しますので貸付対象に含みません。

※ テニスコートについて、貸付対象に含みません。

※ プール及びプール付属棟は老朽化しており、現状のままのプール利用としては貸付対象外。

※ 敷地内通路、駐車場部分等の共用部は占用できません。維持管理をして頂くことを条件に他の利用の支障とならない範囲で利用は可能です。

(3) アクセス

JR串間駅から車で約15分

(4) 地域の環境など

港、河川、本城干潟が近くにあり、田園が広がり、自然豊かな地域です。

2 貸付使用料について

土地の使用料算定においては、串間市行政財産の使用料徴収条例第5条の土地
使用料算定基準の例によります。

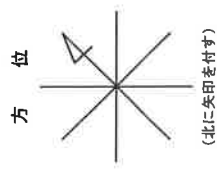
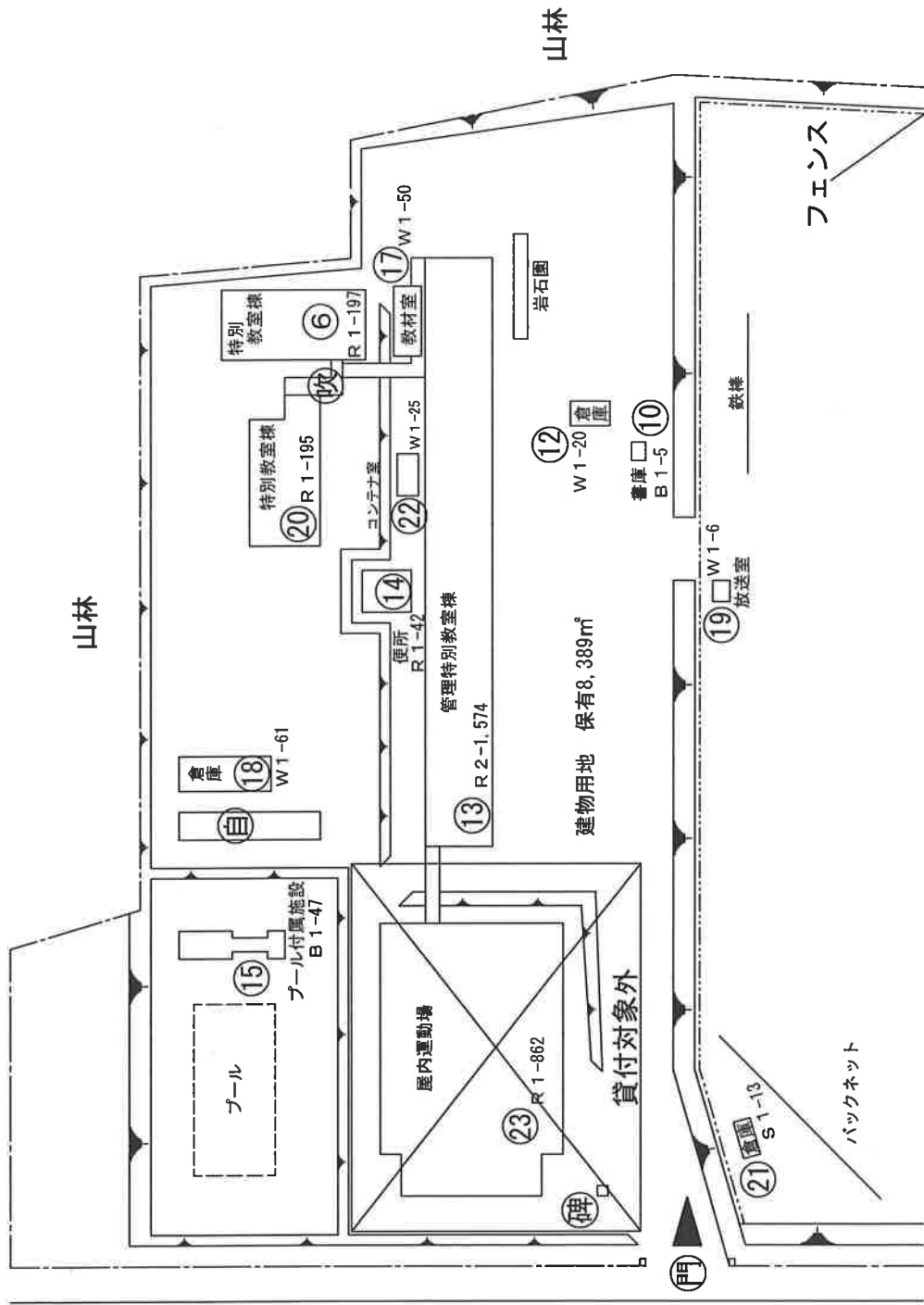
貸付面積、貸付使用料等については契約前に協議することとします。ただし、
本件貸付が市議会の議決を要する場合には、先に仮契約を締結し、議会の議決
をもって本契約となります。

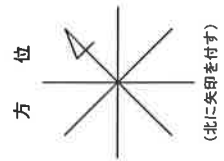
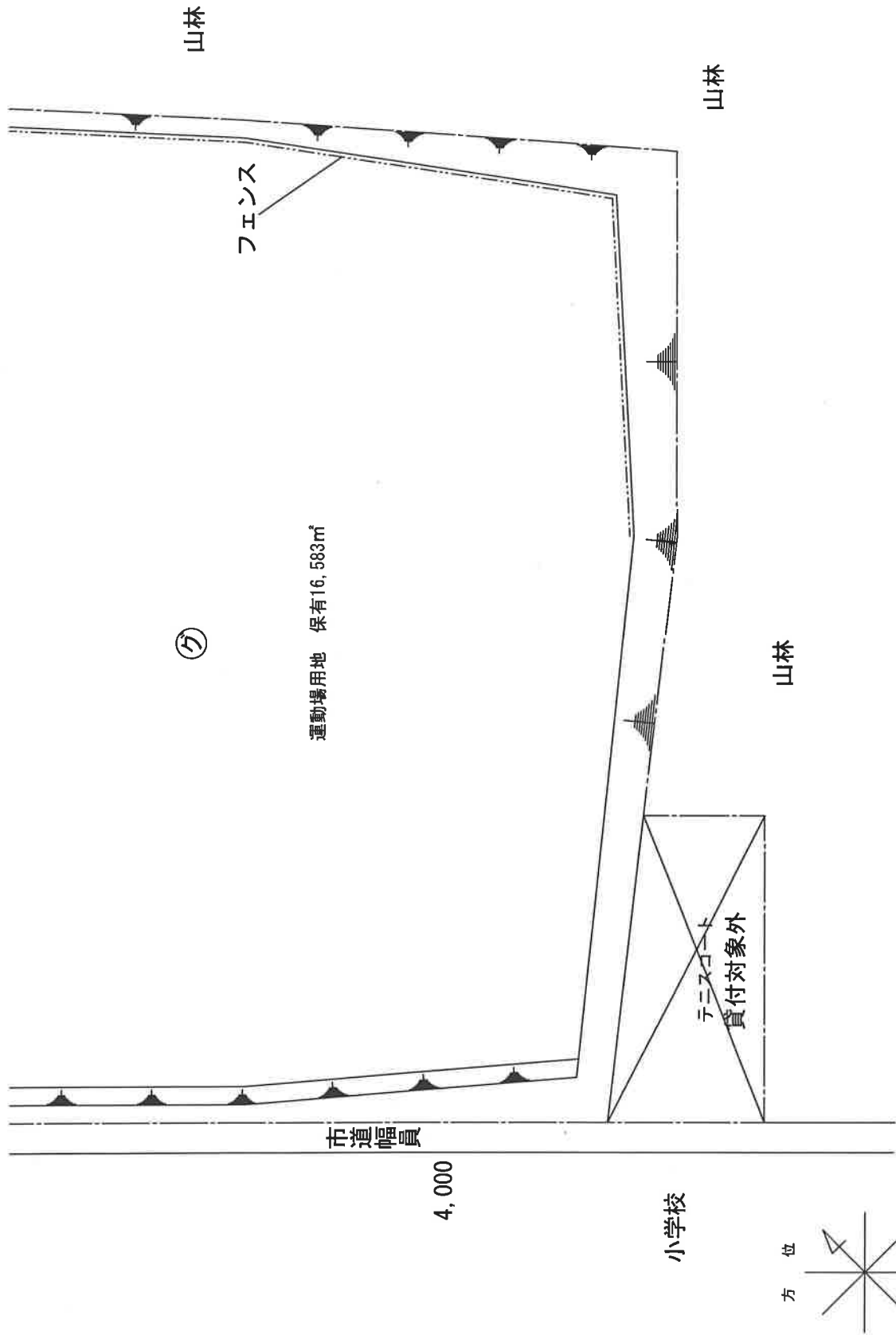
【参考計算式】

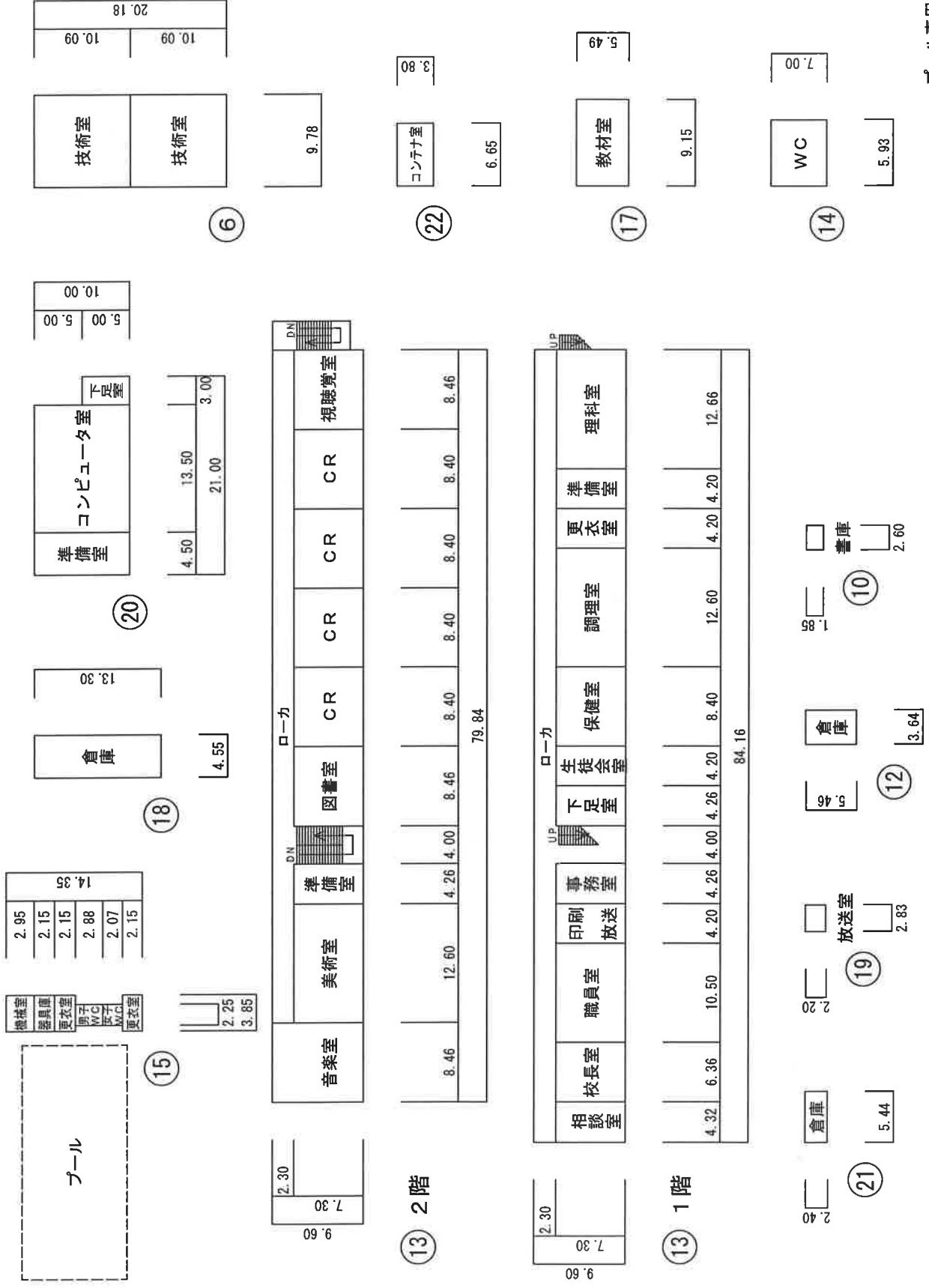
土地使用料（年額）＝毎年の固定資産評価額（円/㎡）×貸付面積（㎡）×0.04
参考：平成30年固定資産評価額 2,730円/㎡

3 特記事項

- (1) 市議会の議決、国・県への報告・承認等を要する場合は、候補者として
決定された後、改修工事や利用開始ができるまで2～6か月程度かかりま
す。県への報告・承認等において、事業計画書等、必要な書類を提出して
頂くことがあります。
- (2) 貸付が決定した際は、消防法、建築基準法、浄化槽法等関係法令を遵守
し、利用者の負担において、必要な手続き、又、改修を行ってください。
- (3) 利用希望者は、関係法令、登記事項を十分理解したうえで応募してくだ
さい。
- (4) 貸付が決定した際は、貸付区画を利用者の負担において、現地に明示し
てください。
- (5) 利用者は貸付対象施設（貸付面積外の部分を含む。）、学校跡地内の出
入り口、通路等共用部分について、利用者の負担で草刈り等の適切な維持
管理を行ってください。
- (6) 災害時等において、体育館等が避難所として開設された場合、駐車スペ
ースとして使用することについて、可能な限り配慮してください。
- (7) 浄化槽においては、利用する用途に応じて、浄化槽の人槽を計算し、必
要な浄化槽を利用者負担で整備してください。
- (8) 電気・ガス等の供給については、利用者で契約してください。
- (9) 水道については、串間市上下水道課において給水開始等の手続きを行っ
てください。また、水道の引込工事が必要な場合があります。







プール専用付属室 47㎡

(別添2-1)

旧市木中学校跡地の施設概要及び特記事項等

※ 旧市木中学校 廃校年月 平成29年4月

1 旧市木中学校跡地の概要

(1) 所在地

串間市大字市木1835番地（都市計画区域外）

(2) 施設概要

棟番号	施設名称	構造区分	建築年度	階数	面積(m ²)	耐震強度(Is値)
5	特別教室	鉄骨造	S39	1	132	—
7	書庫	鉄骨造	S44	1	5	—
8	教室棟	鉄骨造	S44	2	724	0.86
12	管理特別教室棟	鉄筋コンクリート造	S52	2	514	1.33
15	給食コンテナ室	木造	H6	1	22	—

参考：建物敷地面積2925㎡、グラウンド敷地4766㎡

配置図及び平面図は別添のとおり。

※ 建物及びグラウンド敷地について一括貸付を原則とします。

※ 屋内運動場及び屋内運動場駐車場は串間市地区体育館として利用しますので貸付対象に含みません。

※ プール及びプール付属棟は老朽化しており、現状のままのプール利用としては貸付対象外。

※ 屋外トイレ、敷地内通路、駐車場部分等の共用部は占有できません。維持管理をして頂くことを条件に他の利用の支障とならない範囲で利用は可能です。

(3) アクセス

JR串間駅から車で約30分

(4) 地域の環境など

石波海岸、幸島があり、海岸近くの自然豊かな地域です。

2 貸付使用料について

土地の使用料算定においては、串間市行政財産の使用料徴収条例第5条の土地使用料算定基準の例によります。

貸付面積、貸付使用料等については契約前に協議することとします。ただし、本件貸付が市議会の議決を要する場合には、先に仮契約を締結し、議会の議決

をもって本契約となります。

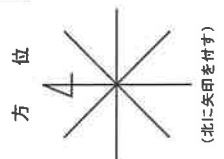
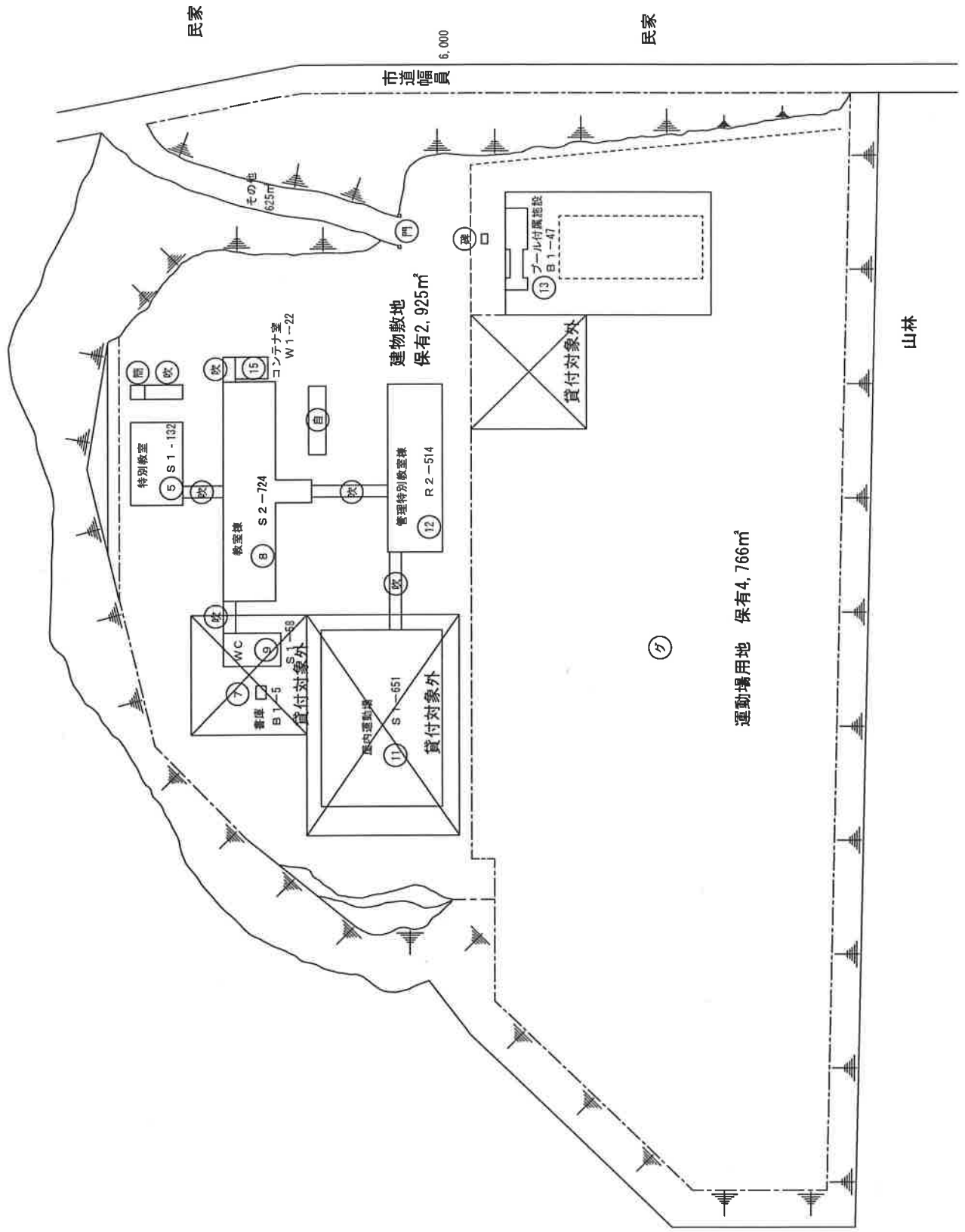
【参考計算式】

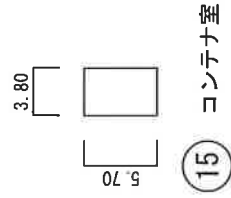
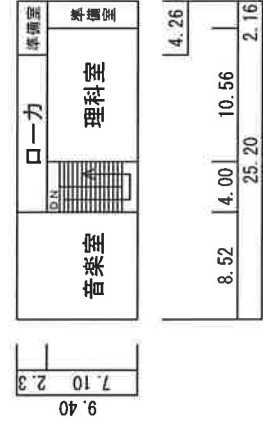
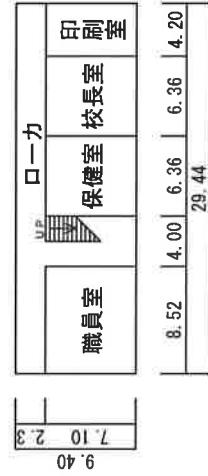
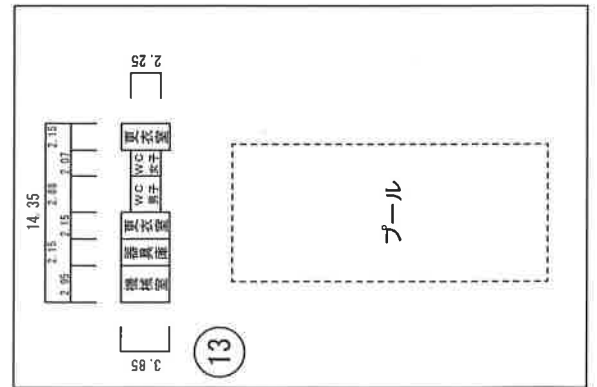
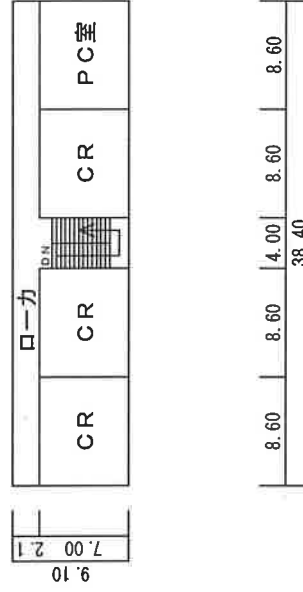
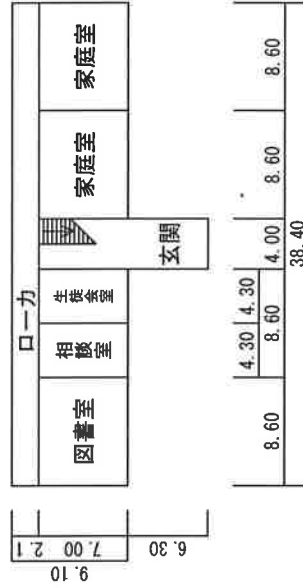
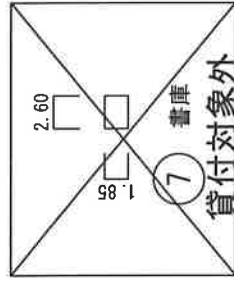
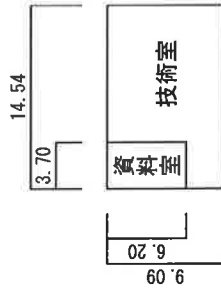
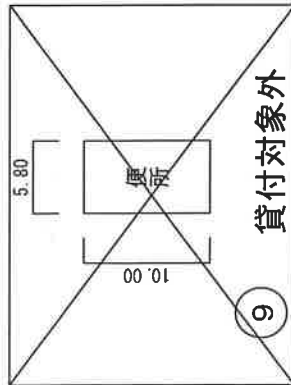
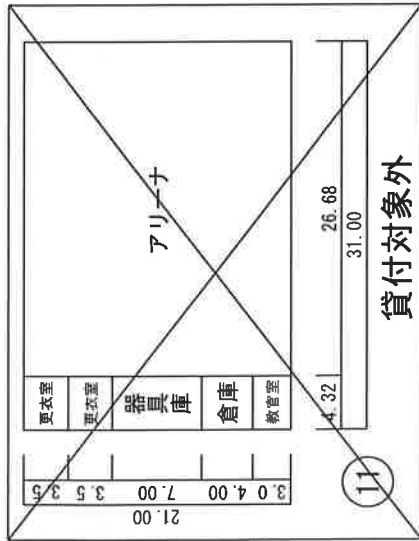
土地使用料（年額）＝毎年の固定資産評価額（円/㎡）×貸付面積（㎡）×0.04

参考：平成30年固定資産評価額 2,240円/㎡

3 特記事項

- (1) 市議会の議決、国・県への報告・承認等を要する場合は、候補者として決定された後、改修工事や利用開始ができるまで2～6か月程度かかります。県への報告・承認等において、事業計画書等、必要な書類を提出して頂くことがあります。
- (2) 貸付が決定した際は、消防法、建築基準法、浄化槽法等関係法令を遵守し、利用者の負担において、必要な手続き、又、改修を行ってください。
- (3) 利用希望者は、関係法令、登記事項を十分理解したうえで応募してください。
- (4) 貸付が決定した際は、貸付区画を利用者の負担において、現地に明示してください。
- (5) 利用者は貸付対象施設（貸付面積外の部分を含む。）、学校跡地内の出入口、通路等共用部分について、利用者の負担で草刈り等の適切な維持管理を行ってください。
- (6) 災害時等において、体育館等が避難所として開設された場合、駐車スペースとして使用することについて、可能な限り配慮してください。
- (7) 浄化槽においては、利用する用途に応じて、浄化槽の人槽を計算し、必要な浄化槽を利用者負担で整備してください。
- (8) 電気・ガス等の供給については、利用者で契約してください。
- (9) 水道については、串間市上下水道課において給水開始等の手続きを行ってください。また、水道の引込工事が必要な場合があります。





(別添3-1)

旧都井中学校跡地の施設概要及び特記事項等

※ 旧都井中学校 廃校年月 平成29年4月

1 旧都井中学校跡地の概要

(1) 所在地

串間市大字都井4756番地(都市計画区域外)

(2) 施設概要

棟番号	施設名称	構造区分	建築年度	階数	面積(m ²)	耐震強度(Is値)
6	屋内運動場	鉄骨造	S46	1	610	0.79
8	屋内運動場倉庫	木造	S49	1	18	—
11	部室	木造	H1	1	58	—
13	管理棟	鉄筋コンクリート造	H5	2	611	(新基準)
14	教室・特別教室棟	鉄筋コンクリート造	H5	2	775	(新基準)
15	特別教室棟	鉄筋コンクリート造	H5	1	424	(新基準)
16	駐輪場	木造	H5	1	11	(新基準)
17	駐輪場	木造	H5	1	22	(新基準)
18	駐輪場	木造	H5	1	22	(新基準)
19	駐輪場	木造	H5	1	11	(新基準)
20	倉庫	木造	H5	1	19	(新基準)
21	倉庫	鉄骨造	H9	1	11	(新基準)

参考：建物敷地面積7748m²、グラウンド敷地7358m²

配置図及び平面図は別添のとおり。

※ 学校敷地全体について、一括貸付を原則とします。

※ プール及びプール付属棟は老朽化しており、現状のままのプール利用としては貸付対象外。

(3) アクセス

JR串間駅から車で約30分

(4) 地域の環境など

都井岬の近くに位置し、海岸近くで自然豊かな地域です。

2 貸付使用料について

土地の使用料算定においては、串間市行政財産の使用料徴収条例第5条の土地使用料算定基準の例によります。

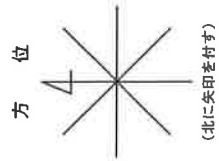
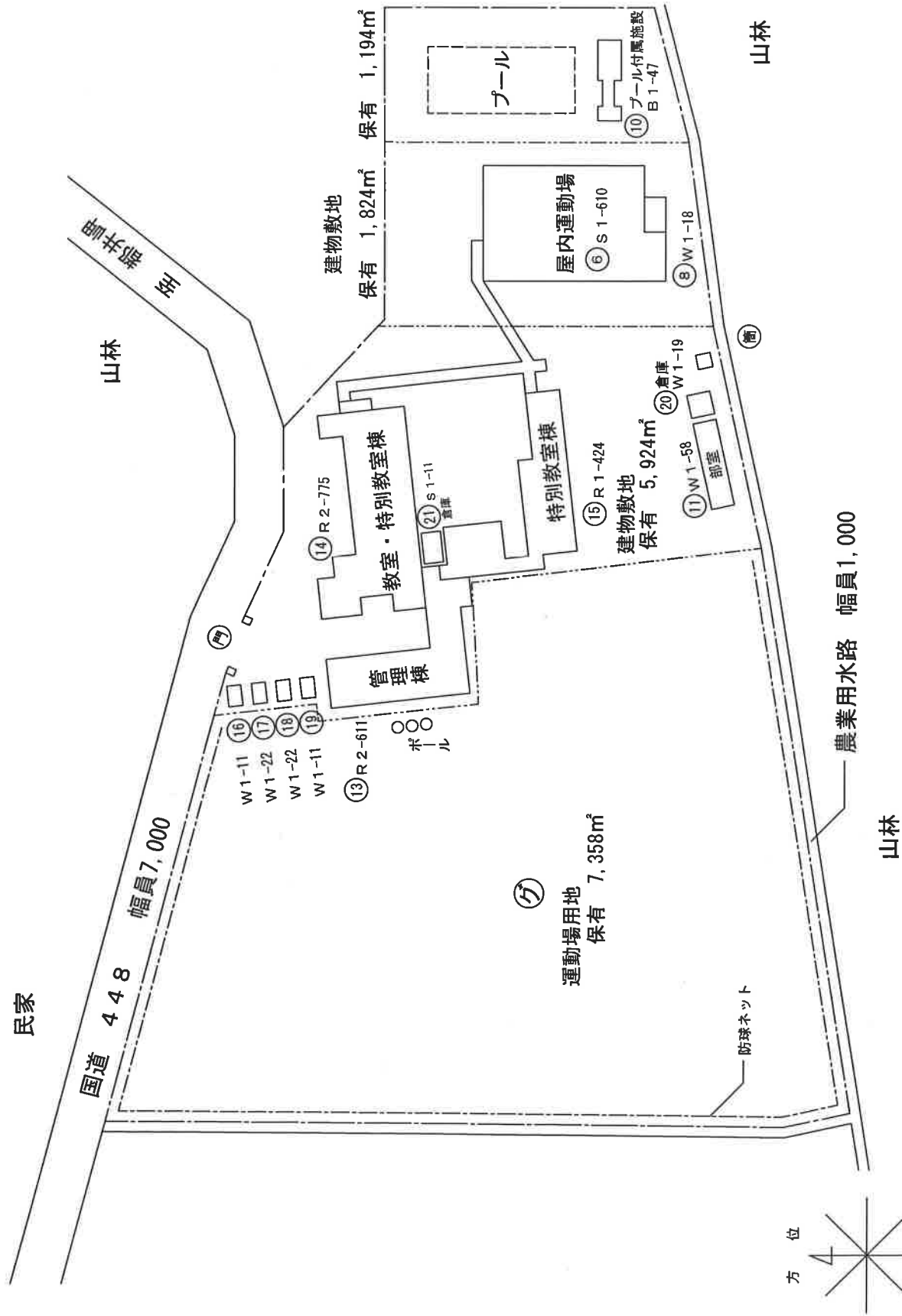
貸付面積、貸付使用料等については契約前に協議することとします。ただし、本件貸付が市議会の議決を要する場合には、先に仮契約を締結し、議会の議決をもって本契約となります。

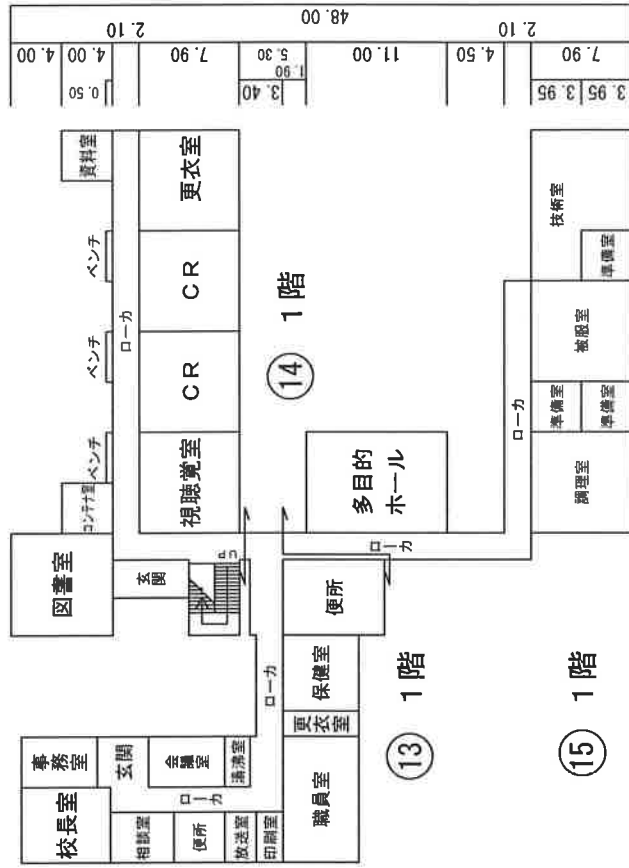
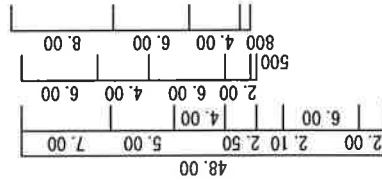
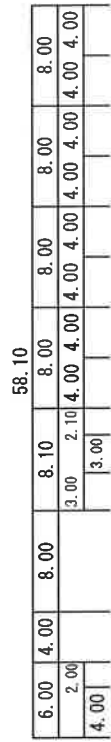
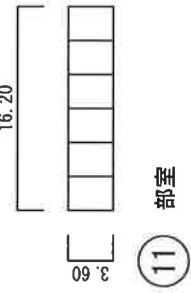
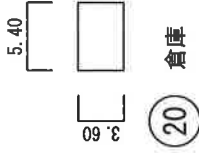
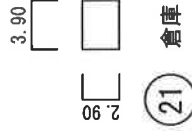
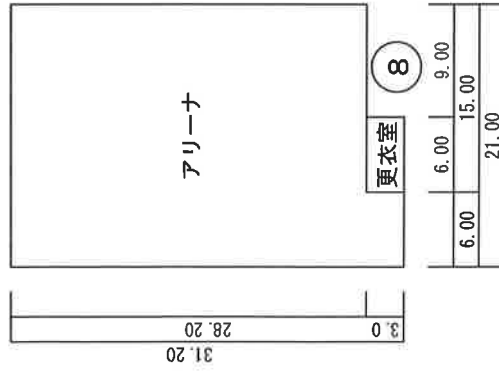
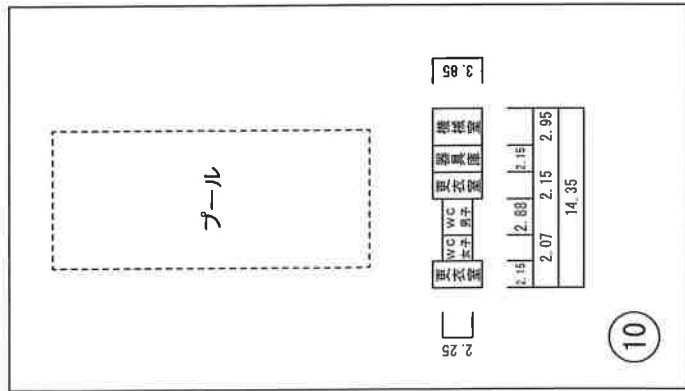
【参考計算式】

土地使用料（年額）＝毎年の固定資産評価額（円/㎡）×貸付面積（㎡）×0.04
参考：平成30年固定資産評価額 2,240円/㎡

3 特記事項

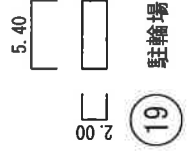
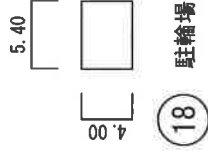
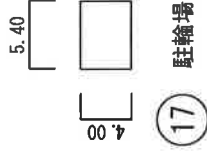
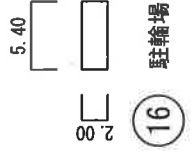
- (1) 市議会の議決、国・県への報告・承認等を要する場合は、候補者として決定された後、改修工事や利用開始ができるまで2～6か月程度かかります。県への報告・承認等において、事業計画書等、必要な書類を提出して頂くことがあります。
- (2) 貸付が決定した際は、消防法、建築基準法、浄化槽法等関係法令を遵守し、利用者の負担において、必要な手続き、又、改修を行ってください。
- (3) 利用希望者は、関係法令、登記事項を十分理解したうえで応募してください。
- (4) 貸付が決定した際は、貸付区画を利用者の負担において、現地に明示してください。
- (5) 利用者は貸付対象施設（貸付面積外の部分を含む。）、学校跡地内の出入口、通路等共用部分について、利用者の負担で草刈り等の適切な維持管理を行ってください。
- (6) 災害時等において、体育館等が避難所として開設された場合、駐車スペースとして使用することについて、可能な限り配慮してください。
- (7) 浄化槽においては、利用する用途に応じて、浄化槽の人槽を計算し、必要な浄化槽を利用者負担で整備してください。
- (8) 電気・ガス等の供給については、利用者で契約してください。
- (9) 水道については、串間市上下水道課において給水開始等の手続きを行ってください。また、水道の引込工事が必要な場合があります。



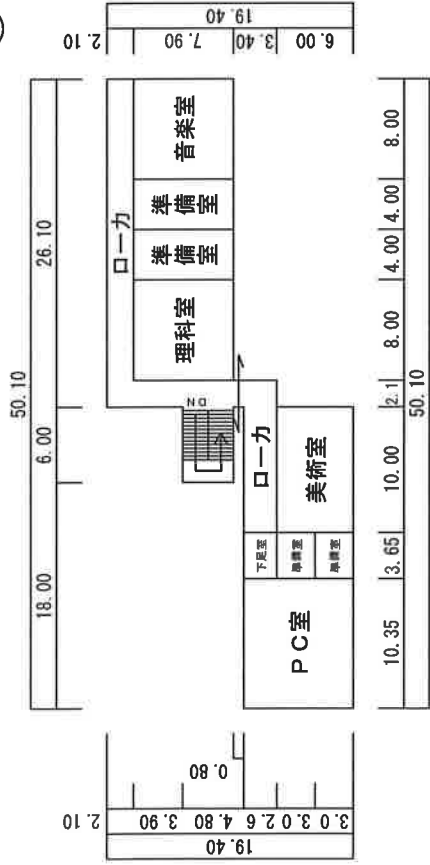


6

プール専用付属室 47㎡



⑭ 2階



⑬ 2階

(別添4-1)

旧大納小学校跡地の施設概要及び特記事項等

※ 旧大納小学校 廃校年月 平成28年4月

1 旧大納小学校跡地の概要

(1) 所在地

串間市大字大納2607番地(都市計画区域外)

(2) 施設概要

棟番号	施設名称	構造区分	建築年度	階数	面積(m ²)	耐震強度(Is値)
10	教室管理棟	鉄筋コンクリート造	S58	2	661	(新基準)

建物敷地面積947m²

配置図及び平面図は別添のとおり。

- ※ 校舎の一括貸付を原則とします。
- ※ グラウンド敷地は含みません。

(3) アクセス

JR串間駅から車で約40分

(4) 地域の環境など

サーフィンが盛んな恋ヶ浦海岸の近くに位置し、自然豊かな地域です。

2 貸付使用料について

土地の使用料算定においては、串間市行政財産の使用料徴収条例第5条の土地使用料算定基準の例によります。

貸付面積、貸付使用料等については契約前に協議することとします。ただし、本件貸付が市議会の議決を要する場合には、先に仮契約を締結し、議会の議決をもって本契約となります。

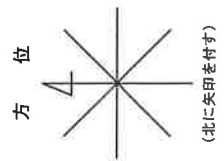
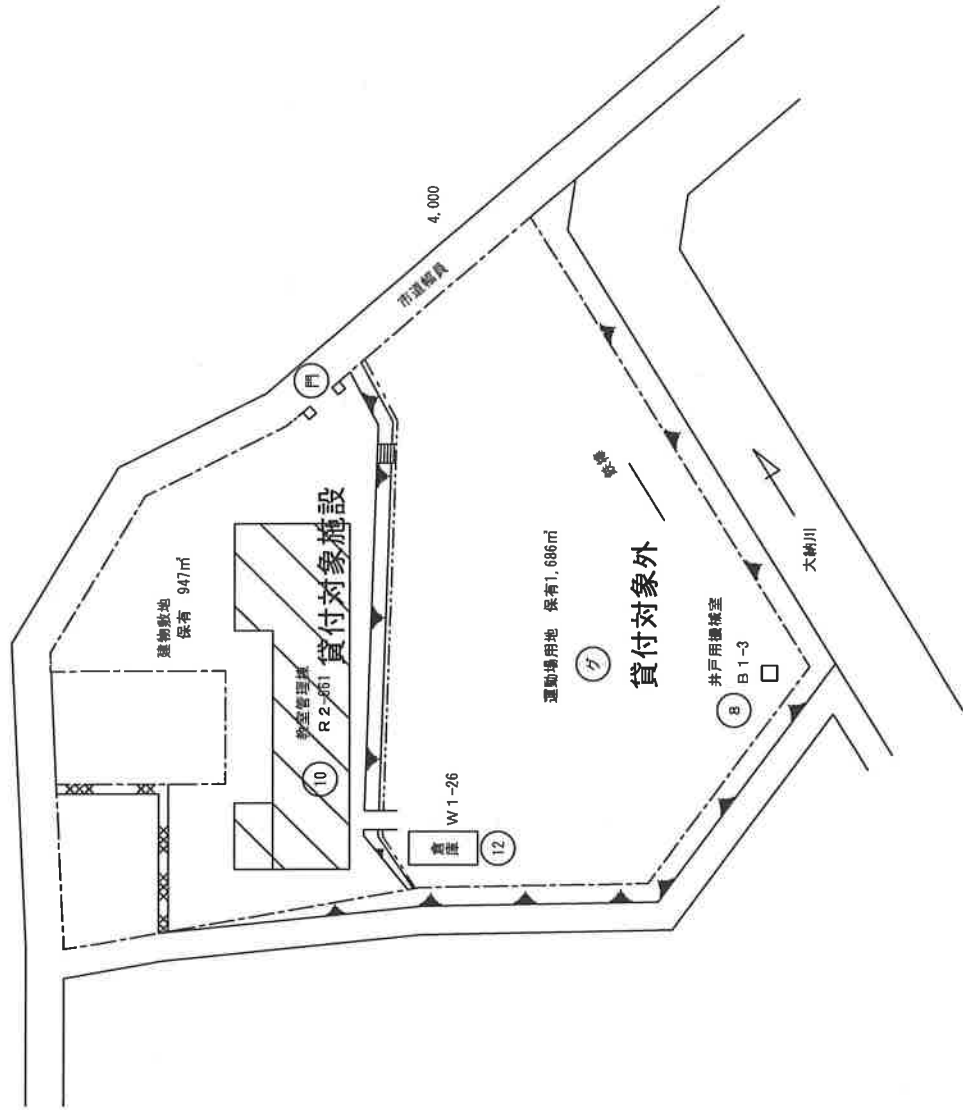
【参考計算式】

土地使用料(年額) = 毎年の固定資産評価額(円/m²) × 貸付面積(m²) × 0.04
参考：平成30年固定資産評価額 1,470円/m²

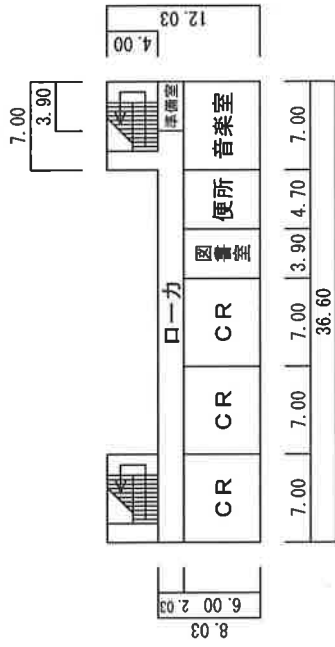
3 特記事項

(1) 市議会の議決、国・県への報告・承認等を要する場合は、候補者として決定された後、改修工事や利用開始ができるまで2～6か月程度かかります。県への報告・承認等において、事業計画書等、必要な書類を提出して頂くことがあります。

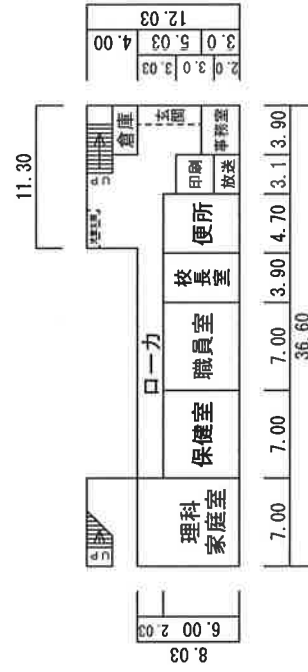
- (2) 貸付が決定した際は、消防法、建築基準法、浄化槽法等関係法令を遵守し、利用者の負担において、必要な手続き、又、改修を行ってください。
- (3) 利用希望者は、関係法令、登記事項を十分理解したうえで応募してください。
- (4) 貸付が決定した際は、貸付区画を利用者の負担において、現地に明示してください。
- (5) 利用者は貸付対象施設（貸付面積外の部分を含む。）、学校跡地内の出入口、通路等共用部分について、利用者の負担で草刈り等の適切な維持管理を行ってください。
- (6) 災害時等において、グラウンド等が避難所として開設された場合、駐車スペースとして使用することについて、可能な限り配慮してください。
- (7) 浄化槽においては、利用する用途に応じて、浄化槽の人槽を計算し、必要な浄化槽を利用者負担で整備してください。
- (8) 電気・ガス等の供給については、利用者で契約してください。
- (9) 水道については、串間市上下水道課において給水開始等の手続きを行ってください。また、水道の引込工事が必要な場合があります。



平成 28 年 4 月 1 日 廃校



10 2階



10 1階

【様式1】

募集参加申請書

平成30年 月 日

串間市長 島田 俊光 様

(提出者)

住 所

事業者名

代表者

印

平成30年 月 日付で公募された串間市旧学校跡地利用者募集につきまして、応募資格を満たしており、串間市旧学校跡地利用者募集要項に基づき、旧_____学校の跡地利用者募集に参加を希望するので関係書類を添えて募集参加を申請します。

また、串間市において、応募資格の調査に伴い、各種照会されることに同意致します。

【連絡先】

担当者所属

担当者氏名

電 話 番 号

様式 2

申請者の概要書

氏名または名称（団体等）	
代表者名	
所在地	
担当者の連絡先	(担当者職氏名) (住所) (電話番号) (FAX) (E-mail)
設立年月日（団体等）	
申請者の営む主な事業	
申請者の構成	
特色・備考等	

(様式3)

暴力団排除に関する誓約書兼照会承諾書

串間市長 島田 俊光 様

年 月 日

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

私は、自己又は自社の役員等が串間市暴力団排除条例第2条第1項第3号に規定する暴力団関係者ではなく、将来においても暴力団関係者との下請契約を締結しないことを誓約します。

また、下記の役員等名簿に記載した者が暴力団関係者ではないことを、宮崎県警察本部に照会することを承諾します。

役員等名簿

No.	フリガナ 氏名	生年月日 (性別) 職名	No.	フリガナ 氏名	生年月日 (性別) 職名
1		()	11		()
2		()	12		()
3		()	13		()
4		()	14		()
5		()	15		()
6		()	16		()
7		()	17		()
8		()	18		()
9		()	19		()
10		()	20		()

記載要領

1. 本書類に記載された個人情報、串間市暴力団排除条例第6条第1項第1号に規定する、市が実施する「串間市旧学校跡地利用者募集」の公募に暴力団関係者を参加させないための必要な措置以外の目的には使用しないものとします。
2. 「役員等」とは、役員(理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事、監査役又はこれらに準ずる者)及び相談役、顧問等名称のいかんを問わず、役員と同等以上(代理人等含む。)の支配力を有する者をいい、その全てを記載してください。支店長等に委任をする場合は、支店長等についても記載してください。
3. 記入欄が不足する場合は、適宜別紙を追加し、別紙にも記名及び押印をしてください。

平成 年 月 日

誓 約 書

串間市長 島田 俊光 殿

所 在 地

法人等の名称
(代表事業者)

代表者職氏名

印

串間市旧学校跡地利用募集を申請するにあたり、「串間市旧学校跡地利用者募集要項」に定める応募資格を全て満たしており、応募書類の内容について事実と相違なく、また、会社更生法及び民事再生法による更生及び再生手続中でないことを誓約します。

様式5

事業提案書

申請者氏名 _____

1. 事業概要について

用途： _____

2. 貸付について

(1) 又は、(2) の該当するものに○をつけてください。

(1) すべての貸付対象施設

(2) 貸付対象施設の一部

--

3. 事業内容

説明項目	内容
①地域活性化の貢献	
②地域産業の貢献	
③地域ニーズの反映	
④雇用形態	
⑤新規雇用	
⑥事業の推進体制	
⑦事業スケジュール	

平成 年 月 日

現地説明会参加申込書

串間市教育委員会学校政策課長 宛て

F A X:0987-71-1015

Eメール:gako@city.kushima.lg.jp

所在地

法人等の名称

代表者氏名

印

串間市旧学校跡地利用者募集に伴う旧 _____ 学校の現地説明会の参加について次のとおり申し込みます。

申込担当者	役職・氏名		所 属	
	連 絡 先	電話		
		FAX		
		Eメールアドレス		
参 加 者	役職・氏名		所 属	
			所 属	
			所 属	

年 月 日

質 問 書

串間市教育委員会学校政策課長 宛て

F A X:0987-71-1015

Eメール:gako@city.kushima.lg.jp

所在地

法人等の名称

代表者氏名

印

串間市旧学校跡地利用者募集要項等の内容について、次のとおり質問書を提出します。

質 問 者	役職・氏名		所 属	
	連 絡 先	電 話		
		FAX		
		Eメールアドレス		
(質問内容)				

※注意:質問事項は、本様式1枚につき1問とし、簡潔に取りまとめて記載すること。